特別養護老人ホームこぐち苑

指定介護老人福祉施設運営規程

(ユニット型)

制　　定　　平成２８年　３月２５日
改　　正　　令和　元年　９月　５日
改　　正　　令和　３年　６月２５日
改　　正　　令和　３年１１月１８日
改　　正　　令和　５年　６月　７日
改　　正　　令和　５年１１月２２日
改　　正　　令和　６年　３月１３日
改　　正　　令和　８年　６月　９日

特別養護老人ホームこぐち苑
指定介護老人福祉施設運営規程
(ユニット型)

（施設の目的）
第１条　社会福祉法人にいつ福祉会（以下「事業者」という。）が設置する特別養護老人ホームこぐち苑（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、入所が必要な要介護者（以下「入居者」という。）に対し、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。
（運営の方針）
第２条　事業者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
２　事業者は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
（施設の名称及び所在地）
第３条　施設の名称及び所在地は次のとおりとする。
（１）　施設の名称　　特別養護老人ホーム　こぐち苑
（２）　施設の所在地　新潟県新潟市秋葉小口４４３番地
（職員の職種、員数及び職務内容）
第４条　施設に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
（１）　管理者１人（常勤，併設の通所介護事業所等と兼務可）
　職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
（２）　課長１人
　管理者を補佐し、業務の効率的な運営のため適切な指導を行う。
（３）　医師１人以上（嘱託）
　入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
（４）　生活相談員２人以上
　入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。
（５）　看護職員　常勤換算方法で３人以上
　医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。

（６）　介護職員　常勤換算方法で３７人以上
（ユニットごとに常勤のユニットリーダーを１人）
入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

（７）　機能訓練指導員２人以上
入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

（８）　栄養士１人以上
入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。

（９）　介護支援専門員２人以上
入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

(10)　事務員２人以上
人事、庶務、経理、物品管理、預り金管理、介護保険に関する事務業務を担当する。

２　前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

（入居定員，ユニットの数及びユニットごとの入居定員）

第５条　施設の入居定員は１２０人とし、ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。なお、居室はユニット型個室とする。

りんどうユニット	１２人	さざんかユニット	１２人
すずらんニット	１２人	さくらユニット	１３人
やまぶきユニット	１３人	すみれユニット	１３人
なでしこユニット	１３人	カーネーションユニット	１０人
こすもすユニット	１２人	チューリープユニット	１０人

２　事業者は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（入居者に対する施設サービスの内容）

第６条　施設サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

（１）施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

（２）施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

（３）施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

（４）施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

（５）施設の職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サ

ービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（６）事業者は，施設サービスの提供に当たっては，当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（７）事業者は、食事の提供に当たっては、地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材を使用し、及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めるものとする。

（８）事業者は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（利用料その他費用の額）

第７条　施設サービスの利用料は、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第２１号）」に定められる額とし、施設において法定代理受領サービスを提供する場合には、入居者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

２　事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払いを受けることができる。

（１）食事の提供に要する費用
　　１日につき　１，８００円

（２）居住に要する費用
　　ユニット型個室　１日につき　２，０６６円

（３）入居者の希望による特別な食事の提供に要する費用　実費

（４）理容・美容代
　　理容・美容　１回につき　実費

（５）施設サービスの提供に当たり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの
　　ア　入居者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用　実費
　　イ　入居者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用　実費

（６）インフルエンザ予防接種費用　実費

（７）預り金の出納管理にかかる費用　１月につき　５００円

（８）外部のクリーニング店に取り継ぐ場合の私物の洗濯代　実費

（９）入居者の希望により居室に家電を持ち込んだ場合の電気代
　　ア　電気毛布・電気アンカ・冷蔵庫等　１点　１日につき　５０円
　　イ　その他　１点　１日につき　４０円

３　第１項及び第２項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第２項の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について入居者又はその家族に対して、文書により説明し、同意を得るものとする。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第８条　入居者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

（１）入居者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

（２）入居者は、施設に危険物を持ち込んではならない。

（３）入居者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

（４）入居者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入居

者の心身の状況等により、入居者又はその家族からの申出により、管理者が責任をもって管理することができる。

２　前項第４号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

（非常災害対策）

第９条　事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

２　管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年２回以上実施する等入居者の安全に対して万全を期するものとする。

３　事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

（１）施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

（２）施設における虐待の防止のための指針を整備するものとする。

（３）施設において、虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。

（４）前３号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

２　事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（業務継続計画の策定）

第１１条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　職員は、施設サービスの提供中に入居者の病状の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、あらかじめ施設の医師との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めておくこととする。

（衛生管理等）

第１３条　事業者は、入居者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理についても、適正な管理を行うものとする。

２　事業者は、施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

（１）施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。委員会をおおむね３か月に１回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

（２）施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（事故発生時の対応）

第１４条　事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

（１）事故が発生した場合の対応、次号に定める報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

（２）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

（３）事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

２　事業者は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入居者の家族等及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業者は、前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

４　事業者は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１５条　事業者は、提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

３　事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

４　事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）

第１６条　職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入居者との契約終了後も同様とする。

２　前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

３　事業者は、居宅介護支援事業者等に入居者及びその家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

（地域との連携等）

第１７条　事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

２　事業者は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（職員の研修）

第１８条　事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

（１）採用時研修　採用後１か月以内に実施

（２）継続研修　年１回以上

２　事業者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第１９条　事業者は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）施設サービス計画

（２）提供した具体的なサービス内容等の記録

（３）身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（４）入居者に関する市への通知に係る記録

（５）苦情の内容等に関する記録

（６）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

２　事業者は、職員，設備，及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

附　則

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

２　「特別養護老人ホームこぐち苑指定介護老人福祉施設運営規程」（平成１６年４月１日）は、平成２８年３月３１日をもって廃止する。

附　則

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年１１月１８日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月７日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年１１月２２日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第７条第２項第２号の規定は、令和６年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年８月１日から施行する。